公立大学法人の目標･評価制度の概要

県議会

議会←→知事

③中期目標の上程
議決（§25③）

知事→議会

⑬各事業年度及び中期目標期間における業務実績の総合評価の報告（§28⑤、§30③）
各事業年度及び中期目標期間における業務運営の改善等の勧告の報告（§28⑤、§30③）
⑭中期目標に係る事業報告書の報告（§29②）

知　事

地方独立行政法人評価委員会（§１１①）

評価委員会→知事

②中期目標策定に当たって意見を提示（§25③）
⑥中期計画の認可に当たって意見を提示（§26③）
⑫評価結果及び業務運営の改善等の勧告の報告・公表（§28④、§30③）
⑮中期目標期間終了時に知事が所要の措置を講じる際の意見（§31②）

評価委員会→法人

⑨各事業年度及び中期目標期間の業務
実績の報告（§28①②、§30①②）

⑩各事業年度及び中期目標期間の業務実績について、中期目標・計画に照らして総合的に評価（§28①②、§30①②）

評価結果
の活用

・法人業務改善の指針
・次期中期目標・計画への反映
・運営費交付金の算定への反映
など

法人→知事

①中期目標について
意見を提示（§78③）

⑤中期目標を受けて
計画を作成（§26①）

知事→法人

④中期目標を指示・公表（§25①）
⑦中期計画を認可（§26①）

○中期目標の期間は６年間
○設立団体は法人の意見に配慮
○中期目標の記載事項
- 大学の基本的な目標
- 教育研究の質の向上
- 業務運営の改善・効率化
- 財務内容の改善
- 自己評価・情報発信
- その他の重要事項

第三者評価

情報公開

法人

⑧中期計画の公表
（§26⑤）

⑪総合評価結果を通知・公表
（§28③④、§30③）
必要があれば業務運営の改善等の勧告
（§28③、§30③）

公 立 大 学 法 人　　埼 玉 県 立 大 学